

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年9月16日（第10日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会9月会議、10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、教育委員会教育長の辞職の同意について町長から通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第3号、さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願を議題いたします。

この請願について総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項

の規定により報告します。

受理番号3号、付託年月日、令和3年9月7日、件名、さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願。

審査の結果、採択すべきものとなりましたことを報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

私は反対の立場として討論いたします。

1番、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること、またさらなる少人数学級について検討することについて。

小学校の35人学級等の教育効果が十分に分析・検証されていない現段階で、中学校、高等学校を含む35人学級は時期尚早であります。高等学校では現行の算定方法では1学級の収容定数を少なくすると教員定数も減少してしまうこと、また地理的条件を抱えた地域の小規模に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるべきであるとともに、少人数学級の効果の検証を行った上で議論を進めるべきであることから、反対いたします。

（2）については反対といたしません。

（3）教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することについて。

国庫負担に不足する財源は税源移譲により確保されております。三位一体改革の地方分権の取組を踏まえ、地方分権に逆行することのないような議論を進めるべきであります。現段階では請願で言う負担率の実効性に変更はないため、賛成は致しかねます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

私は、請願第3号、さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願を採択すべきとの立場で討論いたします。

ご案内のように、日本国憲法は第26条で全ての国民は等しく教育を受ける権利を有する、全て国民は子供たちに普通教育を受けさせる義務を負う、義務教育はこれを無償とすると、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償をうたっています。文部科学省は、義務教育国庫負担制度に関して、この憲法の要請に基づき、義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償性を国が責任を持って支えるものであるとの政府の基本的役割を規定しています。どこに住んでいても同じ水準の教育が受けられ、かつ無償であるこの原則を守るために、義務教育費国庫負担制度が1953年、昭和28年に成立いたしました。それまで県や市町村の負担であった学校の教育費、人件費などが国の負担となり、保護者の負担も大きく減りました。

しかし、1985年、昭和60年から政府は国の財政状況を理由に次々と対象品目を外し、一般財源化を図ってきました。また、2006年、平成18年の三位一体改革で国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税として配分されていますが、地方交付税そのものが減らされていることはご承知のとおりです。加えて、一部では制度の廃止を含めた全額一般財源化の検討も始まっています。

義務教育費のうち4分の3は教職員の人件費とし、高い割合を占め、その教職員の給与は地方財政の中で大きく財政状況の影響を受けることは言うまでもありません。つまり、国の負担が減れば減るほど、交付税に移行されればされるほど、財政の厳しい地方自治体では義務教育費を削減せざるを得なくなり、正規の教職員を増やすことが難しくなります。地方自治体の財政力の格差がそのまま義務教育の水準格差に反映されてしまい、これでは憲法第26条の目的に反し、本末転倒と言えます。

実際、戦後の一時期、交付金化のため国庫負担が廃止されましたが、その結果、教育水準の低下、地域間格差の拡大、地方財政の圧迫といった問題が生じたため、国庫負担を復活させた歴史があり、このことは教訓にしなければなりません。

少人数学級の推進については、1980年、昭和55年に40人学級が始まり、2011年、平成23年の法改正において31年ぶりに小学校1年生は35人以下学級となりました。この法律では、順次、中学3年生までの学級編成標準を改定することとしていましたが、その後の法改定は行われずにきています。そのため、岩手県では県独自予算で加配措置を講じての拡充を行い推進していますが、義務教育標準法の裏づけがない中で、国の加配等をやりくりしながらしているために、学級増に伴う教員を臨時教員で対応する等の課題が残されています。特にも、いじめ、不登校、多様化する家庭事情、特別な支援を必要とする子供たちへの対応と教職員の多忙化解消には、教職員定数の計画的改善が必要であり、一人一人の子供に丁寧な教育を施すためにも、1学級当たりの児童生徒数を引き下げる法改正が不可欠となっています。

このように、学級規模と教職員の定数は直結しているのであります。本町のように人口減少地域にあって、子供の数が減少していく時代に、無理に法改正をする必要はないという意見もござ

いますが、この請願の願意は、国の教育に対する姿勢をただすものです。少ない人数であればあるほど行き届いた教育ができることは論をまちません。今、財政面から40人学級に戻そうとする動きがあることを鑑み、少子化などの社会事情や各自治体の財政事情で左右されることのない一律の適正人数を法的に保証する教育の制度そのものを求めている請願であります。

たまたま本町が40人以下学級になっているので、該当しないから必要ないということは、このことは当たらないのです。逆に児童生徒が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するために、国の責任において教職員定数の増員と学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

このことは中央教育審議会の答申でも次のように述べられています。「小中学校の教育は市町村の自治事務とされているが、義務教育の全ての責任を市町村に負わせようということではない。2分の1から3分の2に委譲した一般財源化に関しても、教育の質の向上や自治体の自由度の拡大は生じない。むしろ教育費を減らす理由となり、教育水準は低下する。税源の移譲による不足額は地方交付税で補填されるとあるが、地方交付税の性質から義務教育費が確保される制度的保障はない。よって、必要な財源を安定的に保証するという国の責任において義務教育費国庫負担制度は堅持すべき制度である」、このように中央教育審議会は答申を出しました。

このように、豊かな教育環境を整備するためには、少人数学級の推進と計画的な教職員定数改善は避けて通れません。そのためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持しつつ、地方自治体の財政健全化のためには、国の負担割合をせめて3分の1から2分の1へ戻すことが必要であります。そのためには国の教育予算全体の拡充が求められているものであり、請願の3項目は相互に連動しており、全ての子供が等しく水準の高い教育を受けるためのものであります。岩手県議会では20年以上にわたって意見書を国に提出してきており、本町議会も直近では昨年6月議会で国に意見書を提出してまいりました。裏を返せば、状況はほとんど変わっていないということの証左でもあります。義務教育費国庫負担制度を、憲法の要請を受け、国が責任を持って支えるべき制度だと断言しておきながら、一方で国の負担額を削減し、地方自治体への裁量という名の下に権限を移譲していくという、矛盾する国の姿勢をただすのが地方議会の大きな任務でございます。

よって、請願第3号は採択すべきであり、議員各位の賛同をいただきますようお願い申し上げ、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

係る請願を採択することに反対の立場から討論に加わります。

請願事項の1番、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること、またさらなる少人数について検討すること、以下3項の請願事項が出ておるわけではありますが、1件ずつ意見を述べてまいりたいと思います。

(1) につきましては、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の

一部を改正する法律が本年3月に40年ぶりに改正されたものであります。内容につきまして、小学校の学級編成の標準を令和7年3月までに全ての学年を40人から35人に引き下げることとし、本年4月1日から施行されたばかりであります。本県におきましては、現在、小中学校全ての学年で加配定数の活用をして35人学級を実施しているところであります。新しい生活様式も踏まえた学習・生活環境の整備を図るためには基礎定数化が必要であり、小学校のみならず、中学校におきましても、子供たちの学びを保証し、個別最適な学びを実現していく必要性に何ら変わりあるものではありません。

一方、高等学校につきましては、現行の算定方法では、1学級の収容定員を少なくしてしまいますと教職員定数も減少してしまうことから、算定基準の見直しは必要だと考えます。しかし、まず地理的条件を抱えた地域の小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を検討すべきと考えるものであります。

義務教育標準法改正時の国会附帯決議におきましても、政府は少人数学級の効果検証結果を踏まえ、中学校35人学級の検討を含め、学校の望ましい指導体制の構築に努めること、また高等学校の学級編成の標準の在り方についても検討するとされております。さらに、35人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教育免許更新制や研修の包括的な検証におきまして、教員免許更新制度の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質・能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。

よって、1番の請願事項は、少人数学級の丁寧な効果検証を行った上で進めるべきであると思っております。法律の施行に当たり特段の配慮事項として附帯決議がなされていることから、この事項には反対するものであります。

請願事項2の学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また自治体が学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこととするにつきましては、義務教育標準法の法案審査におきまして、個々の教育課題に応じた加配は引き続き確保すべきとの意見が出されており、法案審議の状況も踏まえつつ、必要な加配定数はしっかりと対応していくとされております。

また、本年3月17日の義務教育標準法改正時の国会附帯決議におきまして、小学校6年生までの段階的な35人学級編成は、必要な加配定数を削減することなく安定的な財源によって措置すること、特に地方公共団体が行っている35人を下回る少人数学級やチームティーチングによる少人数指導、いじめ、不登校などに係る指導などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教員定数を引き続き確保することとされているところであります。

このことは現況実施されておることから、特に請願の事項に当てはまるものではありませんが、反対とするものでもありません。

請願事項第3の教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため義務教育費国庫負担制度負担割合を2分の1に復元することにつきましての意見を述べます。

本制度は、義務教育費国庫負担法に基づいて、都道府県指定都市が負担する公立義務教育小学

校教職員の給与費について、その3分の1を国が負担するものであります。市町村の財政力の差によって義務教育における教育水準に格差が生じないように、国と都道府県の負担により教職員給与費の全額を保証するこの制度は必要であり、本制度を堅持していくことは当然のことであると考えます。

三位一体改革は、義務教育の国庫負担についても、地方の裁量に任せるべきとの地方の主張に配慮した結果であります。その結果、交付税、税源移譲、補助金を一体として措置したものであり、国庫負担で不足する分は税源移譲により確保することとされておるところであります。

請願の理由として、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況が義務教育費に影響する可能性は高まり、自治体間の教育格差が危惧されているとありますが、実際には、国庫負担に不足する財源は地方交付税措置として確保されておるものであります。財源が確保できている状況で、地方の裁量を減らし国の裁量を増やすことになることは、地方分権に逆行することでもあります。よって、反対といたします。

以上、3つの請願の事項につきましては、国の附帯決議や地方分権の取組を踏まえた上で慎重に議論を深めていくべきとの判断から、安易に賛成できるものではなく、反対とするものであります。

どうぞ議員各位の賛同を得られますことをお願いいたします。

終わります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山光裕です。

この請願に賛成の立場から討論を行います。

まず、この少人数学級は、これまで34年の間に4万6,000の署名が集まり、そして2011年に全会一致で決まったのであります。その後、財政制度等審議会の中で、これは後ろ向きの発言がある中で、文部科学省は前向きに進んでいったわけですけれども、財務省が効果が定かでないというようなことを言い始めまして、この問題というのは時間がかかったものであります。しかし、先ほど前段の議員の発言の中でも、今年の3月にこれは少人数学級へと大きく進んだところであります。

さて、少人数学級についていえば、当町、平泉町でも長島地域では1学級10人程度ということで、これは教育効果という点でははっきりと示されている、結果の出た問題だと思います。そして、反対者の討論の中でも、少人数学級というのは、師弟関係という言葉もありましたが、1人の教師が受け持つ生徒の人数が少なければ少ないほどこれは効果があるというのは、簡単に分かることだと思います。そうした点からも、この少人数学級というのは、必ず実現させる、前進させるということが大事だと思います。

そして、加配定数の問題がありました。加配定数というのは、法律に基づく法定定数というこ

とありますが、それとは別に毎年政府の判断で予算をつけるという問題です。そういう点では非常に不安定性があるということでもあります。この間、正規雇用の教師は減る一方で、臨時採用がこの10年間で4,000人増えているという現状もあるわけでもあります。そして今、コロナ禍の下でも、大きな教育現場では負担もある。そしてGIGAスクール、あるいはICTなど新しい分野の取組もある中で、教員の定数を増やし、そして少ない人数で子供を見ていく、非常に大事な点だと思います。

財政の問題、財源の問題もありました。実はこの少人数学級、最終的に中学校、高校まで持っていくと168億円ほどかかると言われています。今、憲法違反と言われています政党助成金は毎年320億円もかかっているわけです。そういった点では、財政の問題でも、そういった憲法違反の政党助成金よりは教育にかけるということが正しい選択だというふうに思います。

以上のことから、この請願に多くの議員の皆さんの賛同を求めて、討論を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第2、認定第1号から、日程第8、認定第7号までの令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

この認定案件7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

9番、決算審査特別委員長、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

それでは、報告いたします。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

決算審査特別委員会委員長、佐藤孝悟。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和2年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査意見、1、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

2、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じて、さらなる町民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

3、町税における不能欠損額及び収入未済額は財政運営上極めて大きな問題であり、より一層の収納率の向上に努められたい。

4、基幹産業である農業に対し、農業従事者の意向を反映した投資効果のある政策を実施されたい。

5、学校教育のICT化が進む中で、地域における子育て環境、心の教育にも十分に配慮されたい。

以上、ご報告いたします。

議長（高橋拓生君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

認定第1号、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

議席番号3番、猪岡であります。

私は、一般会計決算に反対する立場から討論いたしたいと思います。

サイレントマジョリティーという言葉、私は私の初めての会議で口にいたしました。抗議行

動をしない保守的な一般大衆、声なき多数者です。「何ぼ言っても無駄」、「願いなど実現しない」、「普通のことだ、それが」と聞かされ続けました。にもかかわらず、あるあるがあるらしく、町は給料が高い、利用者が使えない駐車場、そこに町で一番いい車が並んでいる、それで税金取られる、しっかりと、と。

私が、職員の勤務時間が短くなっているにもかかわらず、それ以前の長い勤務時間を漫然と表示していると話しました。役場あるあるだねと言われました。また、正規職員の業務が回らないからと、その数をはるかに上回るパートさんやフルタイムさん、いわゆる会計年度任用職員に働いてもらいながら、そのモチベーションアップ策はあるのか、それとも伝わらないのか。しかも賃金は頭打ち。長く勤めている、だから頭打ち。仕事を回すのに必要だから代わってほしくない、つまり、専門性が増しているにもかかわらず、待遇が改善されない。仕事を回すのに必要だ、だけです。その人に頼り続けて、専門性が増しているにもかかわらず、長年働いているから頭打ち。まして、その給与等の総支払い規模に対して、その時間外手当の支出があまりに少ない。これ、端数切捨て、サービス残業、ただ働きの横行と取られても致し方ないのではないかと。

その上、気持ちよく働いてもらうために、仕事に関わるストレスや苦情やハラスメントなどの吸い上げ、その窓口が総務課だそうです。一番センシティブな問題を誰が扱えるのか。忙しいでしょう。それは言いにくいというより、今の世の中、まずそれパワハラじゃねと、切って捨てられるおそれが大いにあります。これも平泉あるあるでしょうか。数に劣る正規職員には組織的に吸い上げる場があるが、今時それでは足りないというのが常識。正規、非正規を問わず、各種吸い上げが公平にきちんと機能しているか。絶えず透明性や公平性が担保され、検証され、職員の仕事への満足度が上がり、結果として利用者の皆さんの満足度に反映する。そうなのです。

では、再任用の職員の雇用は何なのだと。制度の下は人件費の抑制のはず。有能と評価された人材に承諾を得て安価な給料で再雇用する。その能力は新人さんの何人分にもなる。新人要らないよ制度のはず。再任用される人数と比較して、幾ら教育機関が必要だと言っても、その制度を活用する以上、その雇用期間中の正規職員数は減るはず。以前と等しい経験や能力を安い給料で発揮していただいている。人件費を浮かす。フルタイムでなくとも、全く新人以上の能力発揮ができていないはず。再任用の人数に比して新しい雇用は少なくなるはず。それは新人が退職するまでに及ぶのです。

経験豊富で有能な人材を安く活用できる人事制度が再任用制度です。正規雇用を減らし、総人件費の抑制と職場に必要な経験の譲り渡し、制度活用で正規職員数は減るはずなのです。雇用条件を認めた退職者を再雇用したら、人件費が圧倒的に圧縮されるはず。自らをわきまえた方々が黙々とその職才を果たす。どれだけ貢献なさっているか。浮いた分を新人でも中途でも専門的知見を持つ人材発掘に投入する。人口が4年に7,000人を割る。そして、加速度を持ってどんどん減る。この再任用制度は組織にとっての猶予期間、猶予資金を生み出す制度です。そのことに資するための制度であり、人が足りないと言っているとはいけない。この発言は、この制度の利活用の方向を見失っているから人が足りない。経費が浮き、組織にとって有能な人材の積極的利活用のためと考えるべきで、年金もらうまでの考えはあくまで個人がするものです。

さて、一般会計決算です。

健康福祉交流館悠久の湯特別会計の一般会計からの繰出しが……。

(「おかしいんじゃないか」の声あり)

議長(高橋拓生君)

猪岡議員、簡潔にお願いいたします。

3番(猪岡須夫君)

決算書78ページに3,655万8,000円繰出しとある。平成20年から続く、今年予算も入れると3億になんなんとする。町民が変わらずに利用できるなら、運営や経費が経営が変わってもいいではないですか。各種交通機関や幹線道路に隣接し、世界遺産の町・平泉、冠は安くない。でも、やっぱり町民福祉のための福祉施設だと何年も言い続ける。

私は、コミュニティーバスを利用したい、買物や通院、そして道の駅や温泉にも寄りたい、便利になるようにまず増便してほしい。不安なことが起きる前に長島に児童生徒に等しくスクールバスが欲しい。大雨被害を出さぬように、ため池の浚渫や用排水路の改修をしてほしい。小さな子供たちと母親たちが集まり遊具で遊べる公園が欲しい。心配事をストレスなしで相談できて、それが解消されてほしい。このお金を平泉や長島の暮らしやすさ向上に使うべきなのです。3億円からもっと積み上げていくのですか。よって、私は反対いたします。

以上です。

(「議事進行」の声あり)

議長(高橋拓生君)

8番、高橋伸二議員。

8番(高橋伸二君)

私は非常に残念なのですが、先ほど決算審査特別委員会の委員長報告がされました。決算審査特別委員会の中で、ただいま一般会計に反対討論された猪岡議員については、一般会計については賛成の立場で起立しているわけであります。その方が本会議で反対できないということはないのでありますけれども、少なくとも、自らが責任を持って委員会の中、特別委員会の中で議決したことを含めて否定するようなことがあってはならないというふうに私は考えるものであります。

よって、ただいまの猪岡議員の反対討論と言われるものについての取り扱いについては、議事運営委員会を開催して、適正な処理がされるように議事進行を求めます。

議長(高橋拓生君)

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時16分

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

議員皆様に申し上げます。決算審査特別委員会での審査を踏まえ、簡潔な発言をお願いいたします。

それでは、先ほどの討論に戻ります。

続きまして、次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

私からは、令和2年度一般会計決算の認定に賛成の立場から討論いたします。

まず、このコロナ禍にあって、令和2年度は最大の財政出動となりました。大型事業のための多額の起債や基金の減少が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者やひとり親家庭への支援など、収支バランスを見ながら、最大限の支援を行ったことは評価できると考えます。

企業誘致と雇用確保についても、国の交付金を活用し、世界の最先端技術に取り組む企業の誘致や、平泉の子供たちに未来への希望を持たせる人材教育など、投資の効果が期待される事業を行っていると思います。地方公共団体の責務である最小の経費で最大の効果を上げ、住民の福祉の増進に努めるという基本にのっとり事業の推進であると考えます。

ただ、災害にも等しい今回の感染症の影響は今後も続くと思われることから、町民税収入の減少など、第6次総合計画に示された財政計画の見直しも必要になってくるのではないのでしょうか。また、大型事業による起債発行が続き、基礎的財政収支の低下が見込まれることから、慎重かつ余裕を持った財政運営を行っていくべきと考えます。

令和2年度の決算の結果は、課題はあるものの、持続可能な財政状況にあり、困難な中であっても事業の成果は上がってきていると考えますので、私は一般会計予算の認定に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

賛成の立場から討論いたします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の出来事の中でスタートいたしました。行政の第一の仕事は町民の命と暮らしを守ることだと思います。新型コロナウイルス感染症は地域経済と暮らし、医療と健康にも大きなマイナスの影響となって、そして現在も進行しています。自助・共助・公助という言葉がこの1年取り上げられました。課題はないとは言いません。

しかし、令和2年度の決算審議から公助の力が大いに発揮されたと言えると思います。よって、認定すべきものと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第32号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第32号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、マイナンバーの利用等について定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、法律と条例との整合を図るために改正しようとするものです。

議案第32号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明いたします。

第1条において条例の趣旨を定めており、法律に基づく特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるとしてありますが、法律改正によって第9号の前に情報提供が可能な新たな手続に関する2号が追加されたことに伴い、地方公共団体における特定個人情報の提供に関する規定が第11号に移動したことから、その整合を図るために改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、法律改正に合わせて令和3年9月1日から適用しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例についての補足説明をいたします。

この条例は、平成24年12月に制定しました平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止しようとするものですが、現行の条例は、東日本大震災からの復興を進める中で、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、町内に工場等を新設または増設しようとする事業者に対して、県の定める復興推進計画に沿って固定資産税を5年間免除することを規定したものとなっております。

震災から10年が経過し、国では令和3年度からを第2期復興創生期間とする新たな復興期間として位置づけ、沿岸部の産業復興へと支援を重点化するという基本方針の下、東日本大震災復興特別区域法の改正が行われ、当町がその対象区域から外れたことから、同法に基づく固定資産税の免除を定めた現行条例を本条例によって廃止しようとするものです。

なお、本町では現在、現行の条例の適用を受け、高田前工業団地に立地する有限会社平安輸送が令和3年度賦課分から固定資産税が免除されておりますが、制度上は固定資産税の免除は5年間受けられることになっていることから、引き続き免除が適用されるよう、本条例の附則第2項において、令和3年3月31日以前に、この条例による廃止前の平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する対象施設等を新設し、または増設した者に対する固定資産税の課税免除についてはなお従前の例によるとして、条例の廃止前に既に課税免除が適用されている事業者は、免除期間が経過するまで適用する旨の経過措置を設けております。この措置を定めることによりまして、同社は課税免除期間である令和7年度賦課分まで引き続き固定資産税の免除が適用されることとなります。

また、附則第3項では、工場等を新設、または増設後において新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画どおりに操業を開始できない事業者等に対して、課税免除を適用する経過措置を定めたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、附則第2項及び第3項の規定は、令和3年4月1日から適用しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第11、議案第34号、令和2年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書27ページをお開きください。

議案第34号、令和2年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条2項により、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりますことから、令和2年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

令和2年度平泉町水道事業会計決算書の287ページをお開きください。

287ページ下段の令和2年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）によりご説明いたします。

表の右上段、未処分利益剰余金の当年度末残高3,513万2,103円のうち、1,000万円を資本金への組入れに、400万円を企業債の償還財源に充てるため減債積立金に、1,700万円を今後予定している水道施設の更新費用に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積立てし、処分後の残高413万2,103円については次年度に繰越しし、老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより決算で欠損金が生じた場合に、繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第35号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書29ページをお開き願います。

議案第35号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書30ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金25万3,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税1億461万9,000円、これは普通交付税の増額でございます。

14款国庫支出金135万9,000円、1項国庫負担金87万8,000円、2項国庫補助金48万1,000円。

15款県支出金46万4,000円、1項県負担金25万2,000円、2項県補助金29万7,000円、これには地域経営推進費134万1,000円の減額が含まれております。3項委託金8万5,000円の減。

16款財産収入、2項財産売払収入151万9,000円、これは平泉スマートインターチェンジ用地売却による土地代の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1億5,612万6,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億5,811万7,000円の減額が含まれております。

19款繰越金、1項繰越金1億4,120万5,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

20款諸収入、5項雑入130万1,000円、これには発掘調査原因者負担金74万8,000円の増額が含まれております。

21款町債、1項町債2,460万円、これは臨時財政対策債の増額でございます。

歳入合計補正額1億1,919万4,000円でございます。

次に、議案書31ページ、歳出でございます。

2款総務費7,554万6,000円、1項総務管理費7,543万1,000円、これには財政調整基金積立金7,060万4,000円の増額が含まれております。4項選挙費20万円、5項統計調査費8万5,000円の減。

3款民生費423万7,000円、1項社会福祉費138万5,000円、これには岩手県後期高齢者医療広域連合分担金103万8,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費285万2,000円、これには職員給料94万9,000円の増額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費1,017万4,000円、これには新型コロナウイルスワクチン接種委託料615万9,000円の増額が含まれております。

6款農林水産業費549万円、1項農業費341万2,000円、これには地域課題事業に関わる工事費200万円の増額が含まれております。2項林業費207万8,000円、これには森林病虫害等防除委託料172万円の増額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費85万7,000円、これには平泉町中小企業振興資金融資利子補給金199万1,000円の増額が含まれております。

8 款土木費439万円、2 項道路橋梁費290万円、これには地域課題事業に関わる工事費270万円の増額が含まれております。5 項住宅費149万円、これは町営住宅修繕工事費の増額でございます。

9 款消防費、1 項消防費167万5,000円、これには防災行政無線登録点検業務委託料165万円の増額が含まれております。

10 款教育費1,682万5,000円、1 項教育総務費 8 万3,000円、2 項小学校費1,313万1,000円、これには平泉小学校体育館及び校舎雨どい修復工事費1,163万円の増額が含まれております。3 項中学校費163万7,000円、これには学校備品購入費95万円の増額が含まれております。4 項幼稚園費31万4,000円。議案書32ページをお開きください。5 項社会教育費260万2,000円、これには文化遺産センター修繕料103万1,000円の増額が含まれております。6 項保健体育費94万2,000円の減。

歳出合計補正額 1 億1,919万4,000円でございます。

次に、議案書33ページ、第 2 表債務負担行為補正でございます。

追加でございます。農業近代化資金利子補給金につきまして、期間は令和 4 年度から令和 8 年度まで、限度額は貸付元金550万円に対する利子補給、年利0.16%、2 万8,000円以内の額とするものでございます。

次に、議案書34ページ、第 3 表地方債補正でございます。

起債限度額の変更でございます。臨時財政対策債につきまして、変更前の限度額9,880万円を1 億2,340万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

失礼しました、間違いました。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第13、議案第36号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第36号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の64ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

歳入、5款繰入金、2項基金繰入金1,411万円の減、財政調整基金繰入金の減額でございます。

6款繰越金、1項繰越金7,377万7,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額5,966万7,000円の増額でございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費3万4,000円の増、オンライン資格確認等運営負担金の増額でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費3万2,000円の増、会計年度任用職員の通勤費用弁償等の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金5,960万1,000円の増、財政調整基金積立金の増額でございます。

歳出合計補正額5,966万7,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第14、議案第37号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第37号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

議案書の70ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金71万6,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額71万6,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金71万6,000円の増、保険料の増額でございます。

歳出合計補正額71万6,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第15、議案第38号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第38号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

議案書の74ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料311万6,000円の減、入館料の減額でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金17万6,000円の増、一般会計繰入金の増額でございます。

3款繰越金、1項繰越金311万6,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額17万6,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費17万6,000円の増、A I顔認証検温器購入費の増額でございます。

歳出合計補正額17万6,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番(猪岡須夫君)

A I顔認証検温器購入、これは、町民の命と健康を守る立場から言うならば、もっと早い時期に購入されているべきではなかったか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

新型コロナウイルス対策としては、現在まで温泉のほうでは手指消毒液、さらには検温するための機器を導入して一人一人に受付の時点で確認しながら、体の状態も含めて対応してまいりました。さらに、温泉室内においても様々な部分で皆さんに喚起するための対応をさせていただいたところがございます。それに併せて、さらに玄関にこのA I顔認証機器を導入しまして、皆様にそこでまず自分の体温を改めて確認していただくための今回購入でございますので、二重三重の対策を練るための購入でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第39号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書77ページをお開きください。

議案第39号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、78ページの第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料564万7,000円の減額、これは駐車場使用料収入が少なかったことによります。

3 款繰越金、1 項繰越金564万6,000円の増額、これは昨年度からの繰越金です。

歳入合計1,000円の減額です。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費1,000円の減額、これは歳入に対し歳出を調整したものでございます。

歳出合計1,000円の減額です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第17、議案第40号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書その2の5ページをお開きください。

議案第40号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,590万4,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、このように進めることに決定いたしました。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第40号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書6ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金1,036万5,000円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金23万5,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額1,060万円でございます。

次に、歳出でございます。

7款商工費、1項商工費1,060万円、これは収入減等認定事務委託料60万円及び中小企業等経営支援金1,000万円でございます。

歳出合計補正額1,060万円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

新型コロナウイルス感染症対応の事業者支援交付金ということで、実質的に1,000万円の支援を行うということなのですが、この中身について詳しくお知らせいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

このたび、国からの地方創生臨時交付金を使いまして、町内の新型コロナウイルスの影響が出ていない一昨年に比べまして収入減となった方々に対しまして、5万円を一律給付してまいりたいというふうに考えております。これに対しまして、職種等は限定しておりませんので、今現在、収入減少等したところには素早く対応できるような形にしておるところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

事業者を特定しないで収入減になった方への補填ということなのですが、皆様ご案内のように、JA全農の米、俗にいう前渡金と言われていますが、これが2,300円減額される。さらには、特栽米についても同じように減額されて、実質500円さらに下がると、このような状況なわけです。いよいよ今、刈入れ時期を迎えているわけですが、そうした農業者のいわゆる減収というのがどのような内容でもって判断するのか。いわゆる前年度の売約金でもって判断するのか、今年度の仮渡しとの対比でもってやるのか、そうしたことについて、収入減と認定事務委託料として60万円の計上をされておるわけですが、いわゆる農業従事者などが気軽にこの支援事業を受けられるような体制づくりというのはどのようなになっているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

このたびの新型コロナウイルスの経済対策につきましては、町内の事業者に限定しておりますので、農家の方々は含まれておりません。農家の方々につきましては、庁舎内にて今、別途また検討を進めておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

収入減の事業者を問わないということですから、農業者であっても、農業従事事業者という位置づけを私はしたわけですが、現在検討中ということなのですが、いわゆる前回までの地方創生臨時交付金の残金が1,700万ほどあるわけです。今回の1,060万については、自治体の裁量権というのが非常に大きくなっているわけです。そういう意味からすると、庁舎内で現在検討されてお

るという農業従事者に対する減収への支援、ここについて、その1,700万の中で十分応えられるような体制を取っていただけののかどうか。これは町民の皆さん非常に強い関心を持って、町が行う農業従事者に対する支援がどういうふうになるのかということについて高まっておりますので、見解をお知らせください。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今回の1,060万に関しましては先ほど課長が説明したとおりでありますし、それは事業者向けということになります。

今、議員からのご質問は、1,700万の今後の使い道、特に米、刈取りが始まりましたけれども、先日、概算払い等々も提示されたところでもあります。そういった中では大変、私どもも、下がるということは、コロナ関係のこともかなりウエートがあると思います。ただ、下がったからその分全てということにはなりません。というのも、これも値段下がったからこれもだこれもだということになっていくと。そういった意味では、やっぱりきちっとした性格のものを挙げながら、そしてやっぱりご審議をいただくということになっていくというふうに思っております。

そういった中で最大限、内容を今精査しておりますので、それは、今回の議会の一般質問等でもご答弁申し上げましたように、一関市、そして平泉町で再生協というのがあります、そういったところともある意味では情報交換しながら、4,000円でしたか、昨年の対応はそういうふうにさせていただきました。あれもある意味では町独自の部分があったのですけれども、今回の分は、全体的な部分を精査しながらそれを詰めて、そしてまたご提案、そしてご相談申し上げたいというふうに思っております。

大変、最近にないくらい、恐らくこんなに下落するという事はないくらいでないか、なかったと思いますし、何と申しますか、意欲を失わないようにやっぱりしなくてはならないというところが今回は鍵になってくるのかなと。昨年より何ぼ下がったから何ぼだということだけでなく、やっぱり幾らかでもそうした農家の人たち、米農家の人たちの心の支えになるような、そういう対応ができるように、まずはその分も含めながら検討させていただいておりますので、よろしく願いいたしたいというふうに、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。13時から再開いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

議長(高橋拓生君)

再開します。

日程第18、同意第4号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、説明させていただきます。

議案書その3の5ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、吉野新平。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、岩淵実教育長が令和3年9月30日をもって退職されますことから、吉野新平氏を教育長として任命したいので、同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑討論を省略して、これから同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。その場をお願いいたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時06分

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第19、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その3の7ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三浦英子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、三浦英子委員が令和3年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き三浦英子氏を教育委員として任命したいので、議会の同意を求めようとするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑討論を省略して、これから同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第20、諮問第3号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その3の9ページをお開きください。

諮問第3号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

氏名、瀧澤エイ子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、瀧澤エイ子委員が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き瀧澤エイ子氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑討論を省略して採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、諮問第3号は原案に異議のないことを答申することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第21、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

発議第3号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、阿部圭二、佐藤孝悟、真竈光幸、猪岡須夫、稲葉正。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第22、発議第4号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の健康といのちを守るための意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

発議第4号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、三枚山光裕、阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の健康といのちを守るための意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の健康といのちを守るための意見書（案）。

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の健康といのちが脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の健康といのち、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

こうした現状から、国民の健康といのちを守る社会保障に関わる財源の確保が重要であり、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が求められています。

よって、国においては国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1、安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。

①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第23、発議第5号、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

発議第5号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、高橋伸二。

賛成者、千葉勝男、佐藤孝悟、升沢博子、真竈光幸。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

17ページをお開きください。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書（案）。

政府及び東京電力株式会社は、福島県漁業協同組合連合会の要望に対し、ALPS処理水について「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」旨、明確に回答しているが、関係する漁業者の理解を得ることなく回答を覆し海洋放出を決定したことは、漁業を基幹産業としている本県を含む全国の漁業者及び被災地の人々の思いを踏みにじるものである。

実際に海洋放出が行われた場合、自然環境への影響や風評被害も懸念され、サケやサンマ、イカといった基幹魚種の不漁、コロナ禍での販路喪失等、復興途上にある三陸沿岸地域の漁業関係者に多大な打撃を与えるとともに、そこに暮らす人々の生活を根底から揺るがすことに繋がりがかねないものである。

よって、科学的に安全性が確立されていない段階での海洋放出はやめるべきであり、政府決定に至る過程で「技術的に不可能」とされたトリチウムの除去についても、積極的技術開発に取組み、安全な処理・保管方法を確立するよう下記事項について強く要望する。

1、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備で処理された水（ALPS処理水）の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法を確立するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先は記載のとおりでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。その場でお願いいたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時28分

議長（高橋拓生君）

再開します。

お諮りします。

氷室裕史議員ほか4名から発議第6号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第6号、さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

発議第6号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、佐藤孝悟、阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書（案）。

2020年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が段階的に35人に引き下げられ

たことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続してきた成果だと言えます。しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な教職員定数増となっておりません。また、中学校・高等学校において35人学級の早期実施はもちろんのこと、よりきめ細かな教育の実現をめざすには30人以下学級の実現が不可欠です。

この間、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況によって、義務教育費への影響の可能性が高まり、自治体間の教育格差が危惧されてきました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、国の施策として十分な財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。

学校現場では、感染症対策による消毒作業や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が依然として山積しており、子どもたちとしっかり向き合い、意欲と情熱をもって教育に専念するための時間を十分に確保することが困難な状況です。こうした中、ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の実現と教職員定数改善、そして義務教育費国庫負担率の引上げが不可欠です。

以上の趣旨から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めます。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、自治体が「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

3、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上で本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

教育長から発言の申し出がありますので、これを許します。

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育長を退任するに当たってご挨拶の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

このたび一身上の都合により任期を全うせず今月末をもって退任することとなりました。おわび申し上げます。

9年6か月という長きにわたって教育長職を務めさせていただきましたことに感謝申し上げます。2012年、平成24年4月に就任したわけですが、前年の3・11東日本大震災発災、そして6月29日には平泉の世界文化遺産が世界遺産登録の決定を見ました。明るさと暗さが入り混じったような、人々の不安と期待が社会情勢の中でも明らかであったような気がいたします。

就任までの29年間、小中学校教員生活をし、12年間の教育事務所、教育研究所の勤務、それは全て学校教育に関わるものであり、社会教育や文化財行政、特に世界遺産推進については全く未知の世界でありました。しかし、議員の皆様や多くの町民の方々、各分野の専門家、指導いただいた先生方、県教委、市教委の皆さん、それらの助言、支援によってどうにか職責を果たすことができました。有難い、得難い出会いも数多くありました。

就任に当たってこの議場において自分の役割は教育環境の整備だと宣言したわけですが、教育委員をはじめ多くの町民の方々の期待や願いを背に、町当局の理解の下、人的、物的両面でその実現に努力してまいりました。今や他市町村も羨む教育施策が本町では実現しております。教育を明日につなげる町の課題として捉えてくださった全ての町民の皆様に感謝申し上げます。

さて、今日まで9月議会を含めて38回の一般質問を受け答弁してまいりました。ご質問を正面から受け止め、教育現場の実情を踏まえて誠意を持ってお伝えすることを信念としてきたつもりであります。しかしながら、答弁において準備不足だったり実行力不足だったりして至らないことも多く、納得できないと感じられたこともたくさんあったのではないかと申し訳なく思っております。それでも、問題を共有し、同じ目線で論議するよう努力してまいりました。ご指導いただいた議員の皆様には心から感謝いたします。

現在、平泉教育の大きな特色となっている全世代型平泉学は、確かな進展を見せております。平成24年度から出席してきました世界遺産学習全国サミットで多くを学び、交流し、その学びを

踏まえて、幼、保、小、中、系統立てた平泉学として進めてまいりました。今後ますます子供たちの発信場面を増やし、新たな学習素材を開発し、テーマとする、過去に学び、今を見つめ、未来を考える、平泉学の理念の具現化に向けて今後も学びを深めていってほしいというふうに思います。そして、新たな学びの場、集いの場となる新社会教育施設を活用して、多くの町民の方々が町の課題解決を目指す全世代型平泉学をもっと深めていく、論議を深めていってほしいと、そのように思います。

平泉学は、先輩方が種をまき、苗を育て、見事な若木として育てられてきました。そして、学校での平泉学学習と地域の世代を超えた地域学習を軸に、多くの町民の皆様方の行動力に支えられ、少しずつ枝葉を伸ばし、幹を太くしてまいりました。その基盤となっているのは、平泉という土壌の存在であります。他に類を見ない輝かしい歴史、穏やかで多くの恵みを与えてくれた自然、温かく確かな人々のつながりが大切にされてきた平泉の風土であればこそ、確かな発展につながってきたのだと私は思います。

そうした平泉で10年近く町民の皆様方に励まされ働けたこと、大変幸せでございました。今後ますます平泉町が、この町の素晴らしい価値を確かめながら、オーソドックスに着実な歩みをされますよう祈念いたしております。後期高齢者間近でありまして、自宅に籠もることなく、ござっぱりしたなりに、努めて表に出て、お迎えがあるまで新たな出会いを求めて過ごしてまいりたいと思っております。

はなはだ長くなりましたが、改めてこれまでのご指導、ご支援に衷心より感謝申し上げ、御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって令和3年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 1時43分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 大友 仁子

同 稲葉 正